

## 別紙1 現地写真の撮影に関する遵守事項

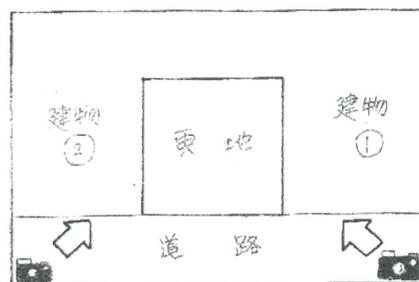
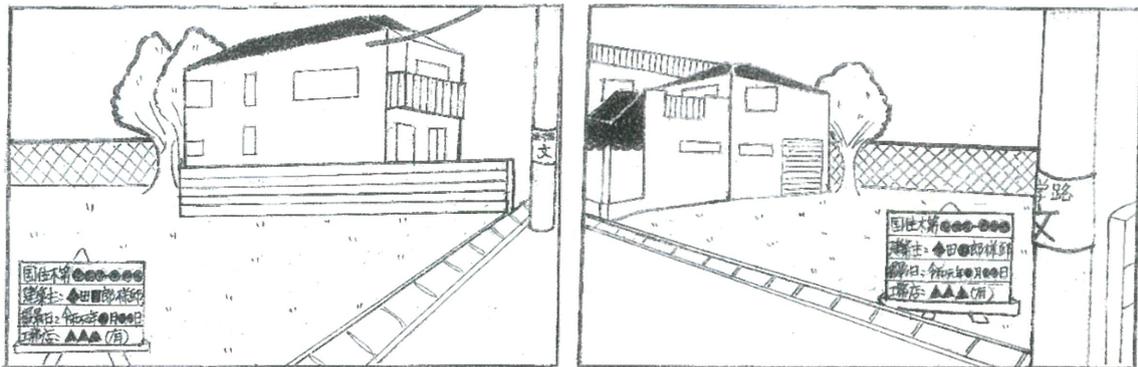
### (1) 「着工前の現地写真」について (新築の住宅・建築物)

採択通知の時点で着工していないことを現地写真(以下「着工前の現地写真」という。)により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ① 採択通知日以降に撮影すること(看板に採択通知番号、撮影日等を記載)
- ② 計画変更で追加しようとする施工業者が行う住宅・建築物は、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に撮影すること(看板に採択通知番号、撮影日等を記載)
- ③ 前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ④ 敷地全景を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること
- ⑤ 着工前であれば、やり方、地縄張りの状況でも結構です。
- ⑥ 交付申請前の撮影時に“積雪が多い”“宅地の造成中”等の理由で、着工していないことが写真により確認できない場合は、「4.3 現地の写真撮影」に基づき撮影された着工前の現地写真を交付申請時に提出してください。この場合、着工前に「着工前の現地写真」を撮影し、完了実績報告時に提出してください。

※既存建物の解体前に「着工前の現地写真」を撮影した場合は、解体後の再撮影は不要ですが、解体前の写真は前面道路及び周辺の建物等を写し込んだものとしてください。

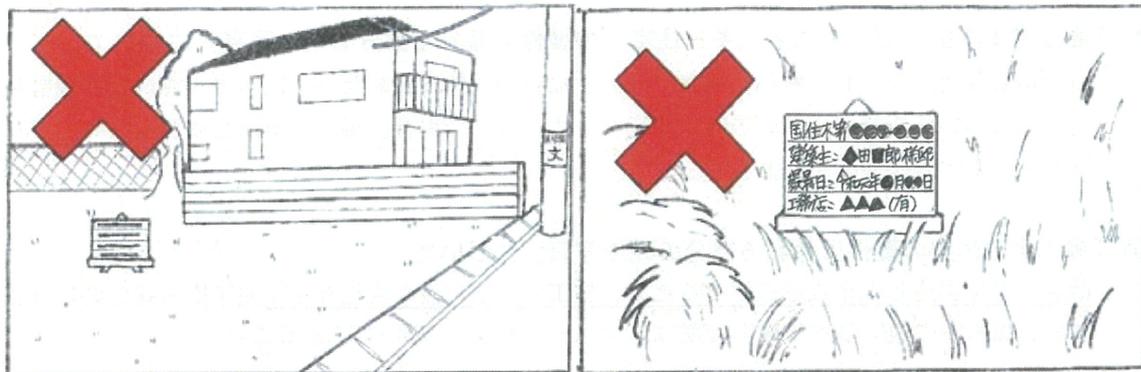
### <良い撮影例>



撮影場所

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。

<悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

(2) 「改修前の現地写真」について (改修する住宅)

採択通知の時点で改修工事を開始していないことを現地写真(以下「改修前の現地写真」という。)により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ①採択通知日以降に撮影すること(看板に採択通知番号、撮影日等を記載)
- ②計画変更で追加しようとする施工業者が行う住宅は、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に撮影すること(看板に採択通知番号、撮影日等を記載)
- ③「外観写真」と「改修箇所毎」の写真を撮影すること

外観写真

- ・前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ改修工事開始前の既存住宅の外観写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ・既存住宅を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること

改修箇所毎の写真

- ・改修箇所の周囲を写し込んだ改修箇所毎の解体撤去前の全景と工事の内容が確認できる近景を撮影すること
- ・複数箇所の同じ種別の工事内容(サッシ交換工事等)がある場合は、改修前の全ての箇所を撮影し記録を残してください。交付申請時は、その内2箇所を選定して提出してください。(他の箇所は必要に応じて提出を求めます)
- ・省エネ改修型における改修前の工事箇所ごとの撮影のポイントは、マニュアル第5章別紙の表を確認の上撮影してください。

(3) 「着工直後の現地写真」について (新築の売買契約による住宅)

着工直後※の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

※着工直後とは…着工(根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点)日を含め3日以内とし、工事を開始していることが確認できるものとします。

“着工前の現地写真”と同じ位置の2箇所から撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ敷地全景を撮影すること